（放射能濃度の基準）

第二十九条の二　法第三十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれるすべての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

（濃度確認の申請）

第二十九条の三　法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認（登録濃度確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、同条第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　［略］

3　登録濃度確認機関が行う法第三十三条の三第一項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

4　［略］

（濃度確認）

第二十九条の四　原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

一　濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の三第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。

二　［略］

（濃度確認証の交付）

第二十九条の五　原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の三第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

（測定及び評価の方法の認可の申請）

第二十九条の六　放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の三第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～八　略］

2　［略］

（測定及び評価の方法の認可の基準）

第二十九条の七　原子力規制委員会は、法第三十三条の三第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

［一～五　略］

（試験の課目）

第三十一条の二　法第三十五条第七項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第二の上欄に掲げる第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験（以下「試験」と総称する。）の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

（資格講習の課目）

第三十一条の三　法第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める課目は、別表第三の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる課目とする。

（放射能濃度の基準）

第二十九条の二　法第三十三条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、各評価単位に含まれるすべての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として原子力規制委員会が定める放射能濃度とする。

（濃度確認の申請）

第二十九条の三　法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認（登録濃度確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、法第三十三条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　［同上］

3　登録濃度確認機関が行う法第三十三条の二第一項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

4　［同上］

（濃度確認）

第二十九条の四　原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の二第一項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

一　濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。

二　［同上］

（濃度確認証の交付）

第二十九条の五　原子力規制委員会又は登録濃度確認機関は、法第三十三条の二第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

（測定及び評価の方法の認可の申請）

第二十九条の六　放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の二第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～八　同上］

2　［同上］

（測定及び評価の方法の認可の基準）

第二十九条の七　原子力規制委員会は、法第三十三条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

［一～五　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］